評議員規程

公益財団法人母子衛生研究会

公益財団法人母子衛生研究会 評議員規程

平成25年4月1日施行平成25年4月1日適用

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、この法人の評議員の選任及び退任その他評議員に関する基本的事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の定義)

第2条 評議員とは、評議員会で選任された評議員をいう。

(役位)

- 第3条 評議員の役位は次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 評議員長
 - (2) 評議員

第2章 選任

(選任)

- 第4条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。
- 2 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員に就任することを承諾した場合は、就任承諾書を提出しなければならない。

(任期)

- 第5条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された評議員の任期は、第1項の任期に準ずるものとする。
- 4 評議員は、この法人の定款に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員会における評議員長の選定)

第6条 評議員長は、評議員会において選定する。

(職員が評議員に就任する場合)

- 第7条 職員が評議員に就任する場合は、職員の資格を失い、退職するものとする。
- 2 職員が評議員に就任する場合は、職員の退職金規程に基づき、退職金の清算を行う。

第3章 退任

(退任)

第8条 評議員の退任は、任期満了、辞任、解任、欠格事由の発生及び定年等による。

(任期満了)

第9条 評議員は、その任期が満了したときに資格を失う。ただし、法令及び定款に別の定めのあるときはこの限りではない。

(辞任)

第10条 評議員が辞任する場合は、原則として2か月前までにこの法人に届け出るものとする。

(解任)

第11条 評議員の解任は、評議員会の決議によってこれを行う。

(欠格事由の発生)

- 第12条 評議員は、次の各号に該当する欠格事由に至ったときは、自動的にこの法人の評議員の 地位を失う。
 - (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 173 条第1項において準用する同法第 65 条第1項各号に掲げられた者
 - (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 173 条第1項において準用する同法第 65 条第1項第3号に該当する罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
 - (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号に該当する者
 - (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号口に該当する罪刑又 はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

(定年)

- 第13条 評議員の定年の目安は、満80歳とする。
- 2 前項の定年は、定年年齢に達した後、最初に到来する任期満了の日とする。

(その他の退任事由)

- 第14条 第9条から第13条の規定のほか、評議員は、次の各号により退任する。
 - (1) 評議員が、死亡・破産したとき。
 - (2) 評議員が、後見開始の審判を受けたとき。
 - (3) この法人が、解散・破産したとき。

第4章 報酬等

(評議員報酬等)

第15条 評議員に対する報酬等は、別に定める役員等報酬等規程によるものとする。

(職員が評議員に選任された場合の報酬等の取扱い)

- 第16条 職員が評議員に選任された場合は、前日までの職員給与(日割計算)の清算を行う。
- 2 職員が評議員会に出席し、評議員に選任された場合は、その日から日額報酬を支給する。

第5章 補則

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日 (平成 25 年 4 月 1 日) から施行する。 (平成 24 年 6 月 26 日制定)

附則

この規程は、移行認定を受け登記を行った日(平成 25 年 4 月 1 日)から適用する。(平成 25 年 6 月 24 日評議員会承認)